

(別添)

部落解放月間啓発ポスター等デザイン制作業務仕様書

1 業務の名称

部落解放月間啓発ポスター等デザイン制作業務

2 業務内容

次の(1)及び(2)のデザイン制作業務を委託する。

- (1) ポスター (B2判、縦長、カラー、日本語) 1種類
- (2) リーフレット (A4判仕上がり6ページ・内三つ折) 1種類

3 ポスターデザインについて

次の(1)から(5)を踏まえて作成すること。

- (1) 人物(キャラクター)を中心としたイラストによるデザインとし、若年層を中心に訴求力のある印象的なデザインとすること。
- (2) 部落解放月間を前向きにPRできるデザインであること。
- (3) 特定の場所や人物を連想させないデザインとすること。
- (4) ポスターデザインの下部に、県が開催する講演会の概要及び講師写真を掲載すること。講演会に係るデータは契約締結後に県が提供するので、企画提案書提出時のデザインにおいては、講演会情報は令和6年度ポスターデザインを参考に仮のものを掲載し、講師写真を挿入する枠を開けておくこと。
- (5) ポスターデザインのいずれかの場所に、以下の字句を記載し、その文字組みも行うこと。
 - ・ 部落解放月間 (※大きく、目立つように)
 - ・ 7月10日～8月9日
 - ・ みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会
 - ・ 鳥取県 (※下部に記載)
 - ・ 法務省委託事業
- (6) (5)のほか、デザインに合致するキャッチコピーやセリフ等の文字情報を挿入してもよいものとする。

4 リーフレットデザインについて

- (1) リーフレットの表紙デザインは、ポスターデザインと同一とすること。
- (2) リーフレット中面デザインについては、県が5月下旬頃に別途提供する文字データをもとに、県内各市町村等で開催される約40件の講演会や研修会等の行事内容、開催日時、場所、実施主体、問合せ先などを一覧にして記載すること(詳細は後日、確定し次第連絡するので県の指示に従うこと)。
- (3) リーフレットの裏面デザインには、「部落差別の解消の推進に関する法律」や同和問題(部落差別)の説明文、県の人権相談窓口を記載するスペースを設けること(詳細は後日、確定し次第掲載データを提供するので県の指示に従うこと)。

5 デザイン案の校正等

受託者は、各段階で発注者と協議しながらデザイン案を作成し、発注者の修正指示や校正に随時対応すること。

6 留意事項

- (1) 発注者の承認を受けないで再委託をしないこと。
- (2) 受注者が作成するデザイン案について、鳥取県行政広報物ガイドライン、カラーユニバーサルデザインその他人権配慮上の観点等から発注者が修正を指示した場合には、受託者は指示に従いデザイン案を修正すること。

(3) 今回制作するデザインに係る著作権、肖像権などの権利関係の処理については受託者が行い、今回制作するデザインの著作権は受託者に帰属する。

ただし、鳥取県等（県内市町村及び関係機関を含む。以下同じ。）は、受託者から納品を受けたデザインデータをもとに、当該デザインデータを加工して鳥取県等が作成するポスター、チラシ及び啓発物品の作成並びに各種広報誌及びホームページへの掲載について、無償で利用できるものとする。

(使用例)

- ・鳥取県によるポスター及びリーフレットの作成
- ・鳥取県によるポスターデザインを使用したチラシ作成
- ・鳥取県広報誌（県政だより、人権情報誌ふらっと）へのポスターデザインの掲載
- ・市町村広報誌へのポスターデザインの掲載
- ・鳥取県ホームページへのポスター及びリーフレットの掲載
- ・市町村ホームページへのポスター及びリーフレットの掲載
- ・県が作成する絆創膏やティッシュなどの啓発物品に、ポスターデザインを一部加工して使用すること。

7 成果品の納入形態及び期限等

(1) デザインは、アドビ・イラストレーター及びPDFデータとし、CD-Rでの納品とする。

(2) 納入期限

令和7年6月3日（火）午後5時15分まで（※送付の場合は同時間までに必着）

(3) 納入場所

〒680-8570

鳥取市東町1-220

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課